

埋蔵文化財事務に係る両市の課題

【高石市】
埋蔵文化財事務に従事している会計年度任用職員の高齢化（60代）に伴い、会計年度任用職員を公募することで後継となる人材採用に取り組んだが応募者がいない状況。

【岸和田市】
埋蔵文化財事務に従事する職員の年齢層に偏りがあり（50代、40代後半）、知識や技術の継承が困難な状況。調査件数の減少により、調査技術等の向上が課題。

下記1, 2により、左記課題を解消するとともに、右記効果を実現できることを確認

共同処理を実施することにより期待できる効果

【行政サービスの維持・向上】
異なる年代の正職員の配置により、知識及び技術の継承が可能となり、人口減少の局面にあっても後継者育成を行い、両市の行政水準を維持することが可能となる。
実績件数の増加により職員の専門性が向上し、文化財保護行政の推進体制が強化され、行政水準が向上する。

【財政効果】
両市の事務を一元化することにより、効率的な人員配置、予算執行が可能となる。

1. 必要となる体制と共同処理の手法の検討結果

- ① **共同処理をする埋蔵文化財事務（主なもの）**
- 文化財保護法に基づく土木工事等の届出の受理等
 - 同法に基づく試掘・発掘調査の必要性の判断及び発掘調査等の実施
 - 出土遺物、図面、写真等のコンテナ・ファイル等への収納、各市への引き渡し
- ② **高石市の上記業務量**
- 職員1人の年間工数を1.0人役（1860時間）とした場合、0.55人役
- ③ **高石市の事務を共同処理するために必要な体制**
- 定数は変更せず、正職員（事務（文化財））を任用し配置
 - 現在の岸和田市職員体制に会計年度職員1名を増員
 - 当体制により、上記①の事務及び当事務に伴う広域調整事務（庁内及び関係機関との調整業務、会計検査、各種照会等への対応業務等）の実施が可能
- ④ **共同処理の手法**
- 業務と責任の範囲が明確であること、大きな設備投資が伴うものでなく、首長の政策判断の余地や市民の意見を反映する必要性が少ないことから、地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」が最適

<現体制>

岸和田市（郷土文化課）	高石市（社会教育課）
【正職員】 一般事務：1人 文化財技術員：3人（50代、40代） 学芸員：3 事務（学芸）：1人 【会計年度任用職員】 一般事務：2人 学芸員：1人	【正職員】 一般事務：6人 学芸員：0人 【会計年度任用職員】 一般事務：2人 文化財技術員：1人（60代）

<共同処理後の体制>

岸和田市（郷土文化課）	高石市（社会教育課）
【正職員】 一般事務：1人 文化財技術員：2人 事務（文化財）：1人 ※ 学芸員：3人 事務（学芸）：1人 【会計年度任用職員】 一般事務：3人 学芸員：1人	【正職員】 一般事務：6人 学芸員：0人 【会計年度任用職員】 一般事務：2人 文化財技術員：0人 ※委託により共同処理する事務に係る権限は高石市からなくなる。

※ 事務（文化財）という任用形態をとることで将来の業務状況に応じて、他事務に従事することも可能となる。

★両市の事務を、異なる年代の専門常勤職員複数名で実施することが可能となり、行政水準の維持、向上を図ることができる。

2. 財政上の効果の検討結果

<高石市> 【現状】

歳入		歳出	
国庫補助金	1,000	人件費	2,869
		消耗品	70
		燃料費	
		印刷製本費	12,843
		委託料	
合計	1,000	合計	15,782

【共同処理後】

歳入		歳出	
		埋蔵文化財事務経費負担金※1	4,491
		発掘調査業務委託負担金※1	4,000
		広域調整事務経費負担金※2	3,774
合計	0	合計	12,265

効果額：15,782 - 1,000 - 12,265 = 2,517千円

<岸和田市>

高石市から事務を受託することによって、右表のとおり、歳入歳出がそれぞれ皆増するため、現状の歳入歳出は記載していない。

【共同処理後】

歳入		歳出	
埋蔵文化財事務経費負担金	4,491	埋蔵文化財事務経費	3,177
発掘調査業務委託負担金	4,000	発掘調査業務委託費	8,000
国庫補助金※3	4,000 + a		
広域調整事務経費負担金	3,774	広域調整事務経費※4	214 + β
合計	16,265 + a	合計	11,391 + β

効果額：16,265 + a - (11,391 + β) = 4,874 + a - β 千円

- ※ 1 事務量・委託業務量に応じて金額が変動し、応分の負担が生じる。（金額はR元年度業務量に基づき積算）
- ※ 2 広域連携に係る調整事務、会計検査、議会、各種照会等への対応等業務量が予見できない事務に係る固定経費
- ※ 3 高石市と共同処理を実施した場合、現在国庫補助金が交付されていない本市の発掘調査業務委託についても国庫補助金が交付されることとなるが、申請の有無及び委託費が未定であるため、「a」を表示している。
- ※ 4 広域調整事務経費について、歳出が明らかな金額を記載している。金額が予見できない広域連携に係る予算調整、会計検査、議会等への対応に係る管理職以外の職員の超過勤務等が発生した場合、人件費が発生するため、βとしている。

★大幅な財政面での効率化は難しいものの、両市ともに一定の財政効果を見込むことができる。
なお、上記の試算結果と別に、共同処理が実現した場合、大阪府から、府振興補助金が高石市に対して5年間で合計1,800万円、岸和田市に対して5年間で合計3,800万円交付される見込である。

3. 共同処理開始までのスケジュールについて

R3年	6月	検討結果報告書の作成完了。特別職への報告。
	7~8月	規約案を執行機関で承認（定例教育委員会・政策決定会議等）。承認後、議案（規約案）提出。文化庁協議。
	9月	9月定例会での規約案議決、両市告示。協定書（費用負担方法等詳細を記載）締結
	10月	大阪府届出
R4年	12月	両市協定書（費用負担方法等詳細を記載）締結
	1月	岸和田市において事務（文化財）正職員の採用試験を実施
	2月	文化庁への国庫補助金申請
	4月	共同処理開始